

通所介護相当サービス（旧介護予防通所介護サービス）

事業の実施方法	事業者指定
対象者	<p>◆認知症や精神疾患があり社会参加が難しい者 ※主治医の診断書等必要（詳しくは判断基準を参照）</p> <p><u>◆日常生活に支障があり、かつ、入浴介助が必要な者</u> <u>※入浴介助が必要なケースについては判断基準を参照</u></p>
サービス内容	<p>◆通所介護と同様のサービス</p> <p>①基本事業（生活指導、日常生活訓練、健康チェック） ②創作的活動事業 ③入浴サービス ④送迎サービス ⑤食事支援（任意、自己負担）</p> <p>◆回数：事業対象者は週1回又は2回、要支援1は週1回、要支援2は週1回又は2回 ※事業対象者の2回利用は判断基準を参照</p> <p>◆時間：3時間以上</p>
ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施（ケアマネジメントA）
人員基準	<p>◆管理者 常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>◆生活相談員 専従1以上</p> <p>◆看護職員 専従1以上</p> <p>◆介護職員 利用者15人まで専従1以上、15人超の部分専従0.2以上</p> <p>◆機能訓練指導員 1以上 ※生活相談員・介護職員の1以上は常勤</p>
設備基準	<p>◆食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上）</p> <p>◆相談室（相談の内容が漏えいしないよう配慮）</p> <p>◆静養室・事務室 ◆消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>◆必要なその他の設備・備品</p>
運営基準	<p>◆個別サービス計画の作成 ◆運営規程等の説明・同意</p> <p>◆提供拒否の禁止 ◆従事者の清潔保持・健康状態の管理</p> <p>◆秘密保持等 ◆事故発生時の対応</p> <p>◆廃止・休止の届出と便宜の提供 等</p>
単価	<p>◆週1回程度 事業対象者・要支援1 1,672単位/月</p> <p>◆週2回程度 事業対象者・要支援2 3,428単位/月</p> <p>※加算あり</p>
利用者負担額	1割～3割
限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象 (要支援者は国の基準どおり、事業対象者は要支援1の限度額)
事業者への支払	国保連経由で審査・支払

※ 下線部は、令和5年4月から変更等を行った箇所

通所型サービス A（基準緩和型通所サービス）

事業の実施方法	事業者指定
対象者	◆通所介護相当サービス対象者以外で専門職のサービスが必要な者
サービス内容	<p>◆必須サービス</p> <p>①基本事業（生活指導、日常動作訓練、健康チェック）</p> <p>②送迎サービス</p> <p>◆選択サービス</p> <p>①創作的活動事業</p> <p>②入浴サービス（自己負担）</p> <p>③食事支援（自己負担）</p> <p>◆回数：事業対象者は週 1 回又は 2 回、要支援 1 は週 1 回、要支援 2 は週 1 回又は 2 回</p> <p>※事業対象者の 2 回利用は判断基準を参照</p> <p>◆時間：3 時間以上</p>
ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施（ケアマネジメント A）
人員基準	<p>◆管理者 常勤・専従 1 以上</p> <p>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p> <p>◆従事者 利用者 15 人まで専従 1 以上、15 人超の部分専従 0.2 以上</p>
設備基準	<p>◆サービスを提供するために必要な場所（3 m²×利用定員以上）</p> <p>◆必要な設備・備品</p>
運営基準	<p>◆必要に応じて個別サービス計画の作成</p> <p>◆運営規程等の説明・同意</p> <p>◆従事者の清潔保持・健康状態の管理</p> <p>◆秘密保持等</p> <p>◆事故発生時の対応</p> <p>◆廃止・休止の届出と便宜の提供</p>
単価	<p>◆週 1 回程度 事業対象者・要支援 1 1,338 単位／月</p> <p>◆週 2 回程度 事業対象者・要支援 2 2,742 単位／月</p> <p>※加算なし</p>
利用者負担額	1 割～3 割
限度額管理の有無・方法	<p>限度額管理の対象</p> <p>（要支援者は国の基準どおり、事業対象者は要支援 1 の限度額）</p>
事業者への支払	国保連経由で審査・支払

※ 下線部は、令和 5 年 4 月から変更等を行った箇所

●通所介護相当サービス対象者の判断基準について

令和5年4月から、「③日常生活に支障があり、かつ、入浴介助が必要な人」を対象者に追加する。

	①認知症があり社会参加が難しい人	②精神疾患があり社会参加が難しい人	③日常生活に支障があり、かつ、入浴介助が必要な人
更新者	次のいずれかで判断し、コピーしてケアプランに添付する。 <ul style="list-style-type: none"> • 以前の主治医意見書利用 • お薬手帳で認知症治療薬が確認できるなら、それを診断書かわりとみなす。（申請日の3か月以内のもの） 	次のいずれかで判断し、コピーしてケアプランに添付する。 <ul style="list-style-type: none"> • 以前の主治医意見書利用 • 精神保健福祉手帳 • お薬手帳で精神疾患治療薬が確認できるなら、それを診断書かわりとみなす。（申請日の3か月以内のもの） 	次のいずれかのケースに該当する者を対象者とし、ケアプランに本サービスの利用が必要な理由（本人の状態を詳細に記すこと）を記載する。 (1) 洗身や更衣が一人で行えず入浴介助を必要とする者 ① 痛みや麻痺、拘縮等で洗身動作がしづらく、足先や背中が十分に洗えない。 ② 身体の可動域制限があり一人で洗身や更衣ができない。 ③ 認知機能低下や精神疾患等（医師の診断がない場合）で声掛けしても一人で洗身や更衣ができない。 (2) 術後等で主治医から動作制限の指示があり入浴介助を必要とする者
新規者	次のいずれかで判断し、コピーしてケアプランに添付する。 <ul style="list-style-type: none"> • 診断書（自己負担） • お薬手帳で認知症治療薬が確認できるなら、それを診断書かわりとみなす。（申請日の3か月以内のもの） 	次のいずれかで判断し、コピーしてケアプランに添付する。 <ul style="list-style-type: none"> • 診断書（自己負担） • 精神保健福祉手帳 • お薬手帳で精神疾患治療薬が確認できるなら、それを診断書かわりとみなす。（申請日の3か月以内のもの） 	※対象者の状態の変化時やプラン評価時に状態に応じたサービス利用となっているか見直し、入浴介助が必要でなくなった場合は通所型サービスAに切り替える。

※更新・新規申請時点から状態が変化した時の判断時の添付資料となりえるもの

主治医から得た情報及び担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、指定居宅介護支援事業所及び指定予防介護支援事業所が「通所介護相当サービス対象者」と判断した理由等を記載した書類（※主治医からサービス担当者会議への照会内容の記録など）

●事業対象者が通所型サービス（通所介護相当サービス・通所型サービスA）を利用する場合の週2回の判断基準について

事業対象者は、基本チェックリストで次の①～③のいずれかに該当する者のみ週2回利用とする。

- ① 基本チェックリストの結果が「全般」10点以上かつ「運動（質問No.8）」に該当する者
- ② 基本チェックリストの結果が「全般」10点以上かつ「うつ」に該当する者
- ③ 基本チェックリストの結果が「全般」10点以上かつ「認知症」に該当する者

※事業対象者の状態の変化時やプラン評価時に必要に応じて基本チェックリストを実施し、週2回利用が必要かどうか判断していく。

※要支援認定者が利用する場合、要支援1は週1回、要支援2は週2回の利用とする。

●短期集中型通所サービス（元気あっぷ教室）の利用について

通所型サービスを利用希望の場合、「元気あっぷ教室」を最初に利用することとしているが、次のいずれかに該当する者は通所介護相当サービス又は通所型サービスAを利用する。

- ① 認知症や精神疾患等があり社会参加が難しい者
- ② 運動制限があり、運動メニュー等行うことが難しい者（運動制限が一時的で状態が改善した場合は「元気あっぷ教室」を利用可能とする。）
- ③ 自宅での入浴が困難で、通所介護相当サービス又は通所型サービスAで入浴を利用する必要がある者（入浴動作が環境整備を行っても難しい場合や家族支援等が得られない場合）